

医療費の節約のために医療機関での適正受診を心がけましょう

医療機関での適正受診は、家計のムダな医療費の削減につながります。適正受診のポイントは？

☑「かかりつけ医」はいますか？

家族ぐるみで信頼できる「かかりつけ医」がいると安心です。気になることがあったら、まず、かかりつけ医に相談する習慣をつけましょう。

☑ 本当に必要？「休日や夜間の受診」

休日や夜間の受診は割増料金がかかります。また、軽傷の受診が緊急性の高い人の治療に支障をきたすおそれもあります。平日の診療時間内に受診できないか、もう一度考えましょう。

☑「重複受診」はやめましょう！

同じ病気で複数の医療機関で受診する「重複受診」は、医療費のムダになるだけでなく、治療に支障をきたすこともあります。

☑「薬のもらいすぎ」を見直そう！

薬は用量・用法を守って服用しなければ、効果を得られないだけでなく、症状が悪化することもあります。むやみに薬を欲しがらず、医師の診断と処方を信頼しましょう。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許期間の過ぎた新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を含む安価な処方薬（医療用医薬品）です。安価な理由は、新薬で膨大にかかる開発費を低く抑えられるためです。医師や薬剤師に相談して積極的に利用しましょう。

①医師にたずねてみましょう

ジェネリック医薬品は医師の処方せんの下、調剤薬局で調剤される薬です。現在治療中の方は、ジェネリック医薬品に替えられるか相談しましょう。

②処方せんをチェック

処方せんの「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の変更不可」の欄に「☑」・「×」印や医師の署名などがなければ、ジェネリック医薬品に変更できます。

③薬剤師に相談し、説明を受けましょう

ジェネリック医薬品の特徴、価格、効果、副作用などの新薬との違いについて薬剤師に説明を受けましょう。

④変更できない薬もあります

すべての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。医師の判断で変更不可になることもあります。また、特許期間が過ぎていない新薬にジェネリック医薬品はありません。

玖珠町では、現在使用している薬にジェネリック医薬品がある方を対象に、薬を変更した場合の負担金差額通知を、年間3回送付しています。どのくらい節約できるか確認してみましょう！

ご存知ですか？ 国民年金の付加年金制度

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）は、定額保険料（令和元年度月額16,410円）に加えて付加保険料（月額400円）を納めると、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）に、付加年金が加算されて支給されます。付加年金額は、「200円×付加保険料納付月数」です。

〈例〉付加保険料を20年間納めた場合

96,000円（400円×12月×20年）の付加保険料を納付します。

老齢基礎年金に年額48,000円（200円×12月×20年）の付加年金が上乗せされます。

留意事項：国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。付加保険料の納付を希望される方は、申出書の提出が必要となります。付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。

問 日田年金事務所 ☎0973(22)6174
住民課 保険年金班 ☎(72)1113